

京都市訓令甲第18号

序 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

京都市長 門 川 大 作

別表第1局長及び担当局長（文化市民局文化担当局長及びスポーツ担当局長，保健福祉局医務担当局長，都市計画局都市政策担当局長，土木技術担当局長及び建築技術・景観担当局長並びに建設局土木技術・防災減災担当局長を除く。）の項中「及び担当局長（）」の右に「総合企画局都市経営戦略担当局長，」を加え，同項第22号中「普通財産」を「公有財産」に改める。

別表第1部長及び室長の項第5号中「100,000円」を「500,000円」に改め，同項第6号中「賃料」を「貸付料」に，「100,000円」を「500,000円」に，「普通財産」を「公有財産」に改め，同項中第19号を第21号とし，第7号から第18号までを2号ずつ繰り下げ，第6号の次に次の2号を加える。

(7) 1件使用料月額100,000円以下の行政財産の目的外使用の使用料及び1件貸付料月額100,000円以下の公有財産の貸付けの貸付料の減免に関する事。

(8) 京都市公有財産規則第16条第1項による使用の承認に関する事。

別表第1課長，副室長並びに課を置かない室の庶務を担当する課長（広報課長，政策企画調整第一課長，情報管理課長及び統計解析課長を含む。）及び担当課長の項第14号中「又は」を「並びに」に，「賃料」を「貸付料」に，「普通財産」を「公有財産」に，「で，電柱，水道管，ガス管等に係るもの及び期間の更新に係るもの」を「の決定及び契約」に改め，同項中第23号を第25号とし，第15号から第22号までを2号ずつ繰り下げ，第14号の次に次の2号を加える。

(15) 1件使用料月額10,000円以下の行政財産の目的外使用の使用料及び1件貸付料月額10,000円以下の公有財産の貸付けの貸付料の減免に関する事。

(16) 京都市公有財産規則第16条第1項による使用の承認のうち軽易なものに関する事。

別表第1課長，副室長並びに課を置かない室の庶務を担当する課長（広報課長，政策企画調整第一課長，情報管理課長及び統計解析課長を含む。）及び担当課長の項の次に次の1項を加える。

課を置かない
室に置く課長
及び担当課長
(課を置かない
室の庶務を
担当する課長
(広報課長, 政
策企画調整第
一課長, 情報管
理課長及び統
計解析課長を
含む。)及び担
当課長を除
く。)

- (1) 補佐職員の休暇, 欠勤等の承認等に関する事。
- (2) 補佐職員の出張及び復命に関する事。
- (3) 補佐職員の日以内の職務に専念する義務の免除に関する事。ただし, 職員団体及び労働組合の業務によるものを除く。
- (4) 補佐職員の時間外勤務命令に関する事。
- (5) 担当事務に係る支出命令及び振替命令並びに出納(物品に係るものを除く。)の通知に関する事。
- (6) 担当事務に係る使用料, 手数料その他諸収入の徴収に関する事。
- (7) 担当事務に係る1件100,000円以下の支出決定に関する事。
- (8) 補佐職員の旅費の支出決定に関する事。
- (9) 担当事務に係る水道, ガス, 電気及び電話の料金, 清掃手数料金その他定例的な経費の支出決定に関する事。
- (10) 担当事務に係る1件100,000円以下の既納の使用料及び手数料の還付に関する事。
- (11) 担当事務に係る自動車重量税の支出決定に関する事。
- (12) 担当事務に係る1件100,000円以下の物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。
- (13) 担当事務に係る単価契約済みの物品等の調達契約に関する事。
- (14) 担当事務に係るホームページの作成に関する事。
- (15) 担当事務に係る軽易な申請, 届出, 報告, 照会, 回答, 通知等に関する事。
- (16) 担当事務に係る証明に関する事。
- (17) 担当事務に係る軽易な公告の決定に関する事。
- (18) 前各号及び別表第2に掲げる専決事項のほか, 担当事務に係る軽易又は定例的な事項で, 許可, 認可, 承認等, これらの取消しの処分, 指導, 勧告, 命令その他法令, 条例等による権限の行使

	<p>に関すること。</p> <p>(19) 前各号及び別表第2に掲げる専決事項のほか、担当事務に係る軽易な事務事業の計画及び実施に関すること。</p>
--	--

別表第1「担当課長及び課を置かない室に置く課長」の項中「及び課を置かない室に置く課長」を「(課を置かない室に置く担当課長を除く。)」に改める。

別表第2文化芸術政策監の項の次に次の1項を加える。

都市経営戦略監	(1) 担当事務に係る重要な事務事業の計画及び実施に関すること。
---------	----------------------------------

別表第2人事担当局長の項第4号中「文化芸術政策監」の右に「, 都市経営戦略監」を加える。

別表第2財政担当局長の項中第11号を第16号とし、第10号を第15号とし、第9号の次に次の3号を加える。

- (12) 公有財産の所管換えに関すること。
- (13) 不用建築物の除却決定に関すること。
- (14) 不動産の譲与（当該不動産の評価額が認められないことを理由として当該譲与につき京都市公有財産規則第42条において準用する第5条第1項ただし書により京都市不動産評価委員会に諮ることを要しない場合に限る。）に関すること。

別表第2財政担当局長の項第9号を同項第11号とし、同項第8号の次に次の2号を加える。

- (9) 1件80,000,000円未満の不動産の買収及び補償の決定及び契約に関すること。
- (10) 1件10,000,000円以下の不動産の売却及び交換の決定及び契約に関すること。

別表第2資産活用担当局長の項を削る。

別表第2税務部長の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を削り、第4号中「, 滞納者財産差押吏員証」を削り、同号を同項第2号とする。

別表第2収納対策課長の項を次のように改める。

総合企画局都市経営戦略担当局長	(1) 担当事務に係る重要な事務事業の計画及び実施に関すること。
-----------------	----------------------------------

別表第2新産業振興室長の項中「新産業振興室長」を「産業イノベーション推進室長」

に改める。

別表第2 伝統産業課長の項中「伝統産業課長」を「クリエイティブ産業企画課長」に改める。

別表第2 障害保健福祉推進室長の項に次の1号を加える。

(8) 重度障害者住宅環境整備費助成事業に係る助成金の支出決定に関する事

別表第2 介護ケア推進課長の項に次の4号を加える。

(3) 介護保険に係る保険給付に関する事

(4) 介護保険に係る要介護認定及び要支援認定に関する事

(5) 介護保険法による介護給付及び予防給付の審査及び支給決定に関する事

(6) 介護保険法による介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業の審査及び支給決定に関する事

別表第2 医務衛生課長の項中「医務衛生課長」を「医療衛生企画課長」に改める。

別表第2 子ども若者未来部長の項に次の2号を加える。

(8) 児童福祉法第51条第3号に規定する助産の実施に要する費用の徴収に関する事
ただし、滞納処分及び過年度に調定した債権に関するものに限る。

(9) 所属職員に対する検査職員証、滞納者財産差押職員証及び検査証の交付に関する事

別表第2 幼保総合支援室長の項に次の1号を加える。

(4) 所属職員に対する検査職員証、滞納者財産差押職員証及び検査証の交付に関する事

別表第2 みどり政策推進室長の項第1号中「第10条」を「第12条の3第1項」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)